

東京湾北部圏域流域治水協議会 議事概要

開催日時： 令和3年8月31日（火） 10：00～11：00

開催方法： Web会議

構 成 員： 千葉市、市川市、船橋市、習志野市、鎌ヶ谷市、浦安市
千葉県農林水産部 農地・農村振興課、耕地課、千葉農業事務所、
東葛飾農業事務所
千葉県県土整備部 河川整備課、河川環境課、都市計画課、建築指導課、
千葉土木事務所、葛南土木事務所、東葛飾土木事務所

ホグダーバー： 千葉県県土整備部 下水道課

議 題： 1) 流域治水について
2) 「東京湾北部圏域流域治水協議会（仮称）」について
3) 流域治水プロジェクトについて
4) 今後の進め方について

議 事 概 要：

- 1) 流域治水について
流域治水の基本的な考え方等について事務局より説明した。
- 2) 「東京湾北部圏域流域治水協議会（仮称）」について
設立趣旨、規約（案）について了承が得られ、協議会が設立された。
- 3) 流域治水プロジェクトについて
流域治水プロジェクトのイメージ等について事務局より説明した。
- 4) 今後の進め方について
今後の進め方について了承が得られた。

質 疑 応 答：

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法の要件が緩和されたが、千葉県では真間川以外に指定する予定があるのか。
⇒ 真間川は特定都市河川浸水被害対策法の指定を受けておらず、他の河川も検討段階です。
- ・ 設立趣旨にある地域の特性に応じた流域治水とは何か。
⇒ 都市部と地方部、市街地形成、土地利用、河川改修状況、水害履歴等により、地域毎・河川毎に効果的な対策内容が異なることから、地域特性・河川特性が類似する東京湾北部圏域において協議・情報共有を行うことで、効果的な流域治水を計画的に推進していきたい。